

平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における住宅等の質の向上及び関連業界の振興を図るため、住宅等のリフォーム等工事を行う者に対し、予算の範囲内で給付金(以下「祝金」という。)を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則(平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅等 町内に存する建築物で、次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 専用住宅 居住の目的だけに建てられた住宅で、現に所有者が自ら居住し、又は居住しようとするものをいう。
 - ロ 併用住宅 所有者が自ら営み、又は営もうとする業務に使用するために設備された部分と居住の用に供せられる部分とが結合している住宅であって、業務に使用する部分の床面積が住宅の床面積の2分の1未満のものをいう。
 - ハ 空き家 事業、貸付け又は居住を目的とした使用がなされていない建築物(新築後に当該建築物での居住の実態が全くないもの及び賃貸用の建築物を除く。)であって、次のいずれかにより取得し、又は賃借し、かつ、自らが居住することとなるものをいう。
 - (イ) 売買(平成29年4月1日以降に契約が成立し、かつ、買主が個人である建築物に限る。)
 - (ロ) 贈与(平成29年4月1日以降に契約が成立し、かつ、受贈者が個人である建築物に限る。)
 - (ハ) 相続(平成27年4月1日以降に相続した建築物に限る。)
 - (ニ) 賃貸借(平成29年4月1日以降に契約が成立し、かつ、賃借人が個人である建築物に限る。)
- (2) 建築設備 住宅等に設ける給排水設備、都市ガス設備、空調設備等をいう。
- (3) 附帯建築物 住宅等と同一敷地内に存する車庫、物置、門、塀等の建築物及び工作物をいう。
- (4) リフォーム等工事 前3号に掲げるものの増築工事、修繕工事及び設置工事のうち、別表第1から別表第5まで(三世代世帯にあつては別表第1から別表第6まで)に定める基準点の合計が10点(工事に要する費用の総額が50万円未満の場合は5点)以上となる工事をいう。
- (5) 県産木材 やまがた県産木材利用センターが実施するやまがたの木認証制度等により産地証明された木材(やまがた県産材集成材を含む。)及び認証された合板をいう。
- (6) 県内業者 山形県内に住所を有する個人事業者又は山形県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人をいう。
- (7) 三世代世帯 世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母(又は世帯主の配偶者の

父母)、世帯主(又は世帯主の配偶者)、子(又は子の配偶者)及び孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居している世帯であって、平成12年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯をいう。

(8) 移住世帯 平成29年4月1日以降に山形県外から町内に世帯員全員が住み替えた世帯をいう。

(9) 近居世帯 平成29年4月1日以降に親世帯と子世帯(平成12年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯に限る。以下同じ。)の居所が新たに近居区域(親世帯と子世帯の居所の直線距離が2キロメートル以下である区域又は親世帯と子世帯の居所が庄内町立学校の通学区域に関する規則(平成17年庄内町教育委員会規則第15号)別表に定める同一小学校の通学区域内である区域をいう。以下同じ。)内になった世帯をいう。ただし、既に親世帯と子世帯の居所が近居区域内にある場合を除く。

(10) 新婚世帯 婚姻した日から1年以内である世帯をいう。

(11) 子育て世帯 平成12年4月2日以降に出生した世帯員が3人以上いて、当該世帯員及び当該世帯員との続柄が父母又は祖父母の世帯員から構成される世帯をいう。

(交付対象者)

第3条 祝金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内に住所を有し、又は平成31年3月20日までに町内に転入しようとする者であること。

(2) 住宅等を所有し、若しくは所有しようとする者、又は賃貸借し、若しくは賃貸借しようとする者で、リフォーム等工事を行う者であること。

(3) リフォーム等工事の施工に当たり、県内業者と請負契約を締結する者又は請負契約と同等の契約を締結する者であること。

(4) リフォーム等工事を行う者及びその者と同一世帯に属する者全員が町税等(国民健康保険税を含む。)を滞納していないこと。

(交付対象住宅等)

第4条 祝金の交付対象となる住宅等、建築設備及び附帯建築物(次条において「交付対象住宅等」という。)は、本年度においてこの要綱による祝金の交付対象となっていないものとする。

(祝金の額)

第5条 祝金の額は、前条に規定する交付対象住宅等のリフォーム等工事に要する費用(以下「交付対象工事費」という。)に10パーセントを乗じて得た額とし、20万円(県産木材を3立方メートル以上使用する場合又は空き家(売買により取得した空き家にあっては、平成29年4月1日以降に中古住宅診断(国土交通大臣が定める既存住宅状況調査技術者講習を修了した建築士が行う既存住宅状況調査(国土交通大臣が定める既存住宅状況調査方法基準に従って行うものをいう。))を受けた空き家に限る。)のリフォーム等工事を行う場合は30万円)を限度とする。この場合において、当該祝金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 前項の規定にかかわらず、リフォーム等工事が三世帯世帯、移住世帯、近居世帯、新婚世帯又は子育て世帯において行われるもの(三世帯世帯については別表第3又は別表

第6に掲げる工事のみで第2条第4号に規定する点数以上となる場合に限る。)である場合には、同項中「10パーセント」とあるのは「20パーセント」と、「20万円」とあるのは「30万円」と、「30万円」とあるのは「40万円」と読み替えて適用するものとする。

- 3 前2項の祝金は、庄内町持家住宅建設祝金交付要綱（平成23年庄内町告示第49号）に基づく給付金の交付を受けた場合においても、交付することができる。

(交付申請)

第6条 規則第4条に規定する交付申請書は平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、リフォーム等工事に着手する前に町長に提出しなければならない。

- (1) 住宅リフォーム祝金点数表
- (2) リフォーム等工事見積書の写し
- (3) リフォーム等工事図面
- (4) リフォーム等工事に係る請負契約書又はこれと同等の書類の写し
- (5) リフォーム等工事着工前写真
- (6) 県産木材使用量計算書（県産木材を使用する場合に限る。）
- (7) 住民票謄本の写し（三世帯世帯、移住世帯、近居世帯、新婚世帯又は子育て世帯の場合に限る。）
- (8) 住宅等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（空き家のリフォーム等工事をする場合に限る。）
- (9) 戸籍謄本の写し（近居世帯又は新婚世帯の場合に限る。）
- (10) 親世帯と子世帯の居所の位置及び距離を示す図面（近居世帯でその居所の直線距離が2キロメートル以下である区域内のものに限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(交付の条件)

第7条 規則第5条の規定により祝金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第6条第1項第1号の規定により平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金の申請内容を変更し、中止し、若しくは廃止し、又は取下げしようとするときは、あらかじめ平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金変更（中止・廃止・取下げ）承認申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の内容が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項に規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金変更交付（中止・廃止・取下げ）決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付決定)

第8条 規則第7条の規定による祝金の交付の決定の通知は、平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金交付決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条に規定する実績報告書は平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金実績報告書（様式第5号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、

リフォーム等工事が完了した日から起算して20日を経過した日又は平成31年3月20日のいずれか早い日までに、町長に報告しなければならない。

- (1) 交付対象工事費に係る領収書又は振込の事実が判る書類の写し
- (2) リフォーム等工事施工写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 相手方登録申出書
- (4) 県産木材使用量計算書（県産木材を使用する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの
（祝金の額の確定）

第10条 規則第14条に規定する祝金の額の確定通知は、平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金交付額確定通知書（様式第6号）によるものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、祝金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び祝金交付の条件に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正の手段により祝金の交付を受けたとき。
- （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

減災・部分補強

工 事 内 容	基 準 点
1-1 住宅等の既存部分にある壁（幅90cm以上のものに限る。）を筋かいや構造用合板等で補強する工事	10点/箇所
1-2 住宅等の屋根又は2階以上の部分の重量を軽減する工事	10点/箇所
1-3 住宅等の内部に耐震シェルター、防災ベッド等を設置する工事	10点/箇所
1-4 住宅等の主要構造部の柱を補強し、又は増設する工事	10点/箇所
1-5 住宅等の基礎の強度を上げる工事	10点/箇所
1-6 住宅等の柱、梁又は筋交いの接合金物を増設する工事	5点/箇所

別表第2（第2条関係）

寒さ対策・断熱化

工 事 内 容	基 準 点
2-1 やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事
2-2 住宅等の外部に面する開口部の断熱性を高める二重建具、複層ガラス入り建具又は複層ガラス等を設置する工事	5点/箇所
2-3 住宅等に熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所
2-4 住宅等の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に断熱材を使用する工事	2点/m ²
2-5 住宅等の浴室、脱衣室、トイレ又は廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所

別表第3（第2条関係）

バリアフリー化

工 事 内 容	基 準 点
3-1 住宅等の内部の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²
3-2 勾配の緩い階段に交換し、又は改良する工事	10点/箇所
3-3 住宅等の浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの (1) 浴室の床面積を増加させる工事 (2) 浴槽のまたぎ高さを低くする工事 (3) 固定式の移乗台、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事 (4) 身体洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は取り替える工事	10点/m ² 10点/箇所 2点/箇所 3点/箇所
3-4 住宅等の便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	

(1) 便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²
(2) 便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所
(3) 座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所
3-5 住宅等の居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事	
(1) 長さが100cm以上の手すりを取り付ける工事	2点/m
(2) 長さが100cm未満の手すりを取り付ける工事	2点/箇所
3-6 住宅等の居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）	
(1) 勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくする工事	10点/m ²
(2) (1)以外の部分の段差を解消する工事	5点/m ² 又は 2点/箇所
3-7 住宅等の出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所
(2) 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所
(3) 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事	
イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所
ロ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所
ハ イ及びロ以外のもの	2点/箇所
3-8 住宅等の居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²
3-9 住宅等にエレベーター又は階段用昇降装置を設置する工事	10点/箇所

別表第4（第2条関係）

県産木材使用

工 事 内 容	基 準 点
住宅等に県産木材を使用する工事	2.5点/0.1m ³ (0.1m ³ 未満 は切捨て)

別表第5（第2条関係）

克雪化

工 事 内 容	基 準 点
5-1 住宅等の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの	

(1) 雪下ろし作業用命綱（安全带）を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所
(2) 雪止めを設置し、又は取り替える工事	5m未満は 5点/箇所、 5m以上は 10点/箇所
(3) 固定式ハシゴを設置し、又は取り替える工事	1階分につき 5点
5-2 住宅等の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの	
(1) 屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所
(2) 雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所
(3) 屋根に雪割板を設置する工事	10点/箇所
5-3 住宅等又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所

別表第6（第2条関係）

三世代同居リフォーム工事

工 事 内 容	基 準 点
6-1 居室の床面積の合計がリフォーム等工事着手前と比べ10㎡以上増加する工事	1点/㎡
6-2 便所、浴室、脱衣所、洗面所又は台所を1箇所以上増設する工事	10点/箇所

様式第1号（第6条関係）

（表）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所
氏名
電話

印

平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金交付申請書

リフォーム等工事を実施したいので、平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金を下記のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

- 1 交付申請額 円（交付対象工事費 円）
（総工事費 円）

2 リフォーム等工事概要

工事場所			
工事内容	一般分	<input type="checkbox"/> 減災・部分補強 <input type="checkbox"/> 寒さ対策・断熱化	
		<input type="checkbox"/> バリアフリー化 <input type="checkbox"/> 県産木材使用 <input type="checkbox"/> 克雪化	
		<input type="checkbox"/> 県産木材多用（3 m ³ 以上）	<input type="checkbox"/> 空き家活用
	人口減少対策分	<input type="checkbox"/> 三世帯同居リフォーム工事	
		<input type="checkbox"/> 三世帯世帯	<input type="checkbox"/> 県産木材多用（3 m ³ 以上） <input type="checkbox"/> 空き家活用
<input type="checkbox"/> 移住世帯 <input type="checkbox"/> 近居世帯 <input type="checkbox"/> 新婚世帯 <input type="checkbox"/> 子育て世帯		<input type="checkbox"/> 減災・部分補強 <input type="checkbox"/> 寒さ対策・断熱化 <input type="checkbox"/> バリアフリー化 <input type="checkbox"/> 県産木材使用 <input type="checkbox"/> 克雪化 <input type="checkbox"/> 県産木材多用（3 m ³ 以上） <input type="checkbox"/> 空き家活用	
住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅		
住宅の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
住宅の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 親族（申請者との続柄： ） <input type="checkbox"/> 賃借人（所有者氏名： ） （所有者住所： ）		
他支援制度の利用	<input type="checkbox"/> 有（ ） <input type="checkbox"/> 無		
工事施工者	住所 会社名等 代表者氏名 電話		
工事期間	工事開始	年 月 日（予定）	
	工事完了	年 月 日（予定）	

(裏)

3 添付書類

- (1) 住宅リフォーム祝金点数表
- (2) リフォーム等工事見積書の写し
- (3) リフォーム等工事図面
- (4) リフォーム等工事に係る請負契約書又はこれと同等の書類の写し
- (5) リフォーム等工事着工前写真
- (6) 県産木材使用量計算書（県産木材を使用する場合に限る。）
- (7) 住民票謄本の写し（三世帯世帯、移住世帯、近居世帯、新婚世帯又は子育て世帯の場合に限る。）
- (8) 住宅等の売買契約書又は賃貸借契約書の写し（空き家のリフォーム等工事をする場合に限る。）
- (9) 戸籍謄本の写し（近居世帯又は新婚世帯の場合に限る。）
- (10) 親世帯と子世帯の居所の位置及び距離を示す図面（近居世帯でその居所の直線距離が2キロメートル以下である区域内のものに限る。）
- (11) その他（ ）

同 意 書

平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金交付要綱の交付対象者の要件を審査するため、私及び私の世帯員全員の税務資料を閲覧することに、同意します。

年 月 日

申請者 住所
氏名

印

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所
氏名
電話

㊟

平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金変更（中止・廃止・取下げ）承認申請書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金について、下記のとおり変更（中止・廃止・取下げ）したいので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第6条第1項第1号（第8条）の規定により申請します。

記

変更（廃止）予定年月日（中止予定期間）	
変更（中止・廃止・取下げ）の理由	
変更の内容	
交付決定額	円
変更（中止・廃止）後の交付申請額	円
交付対象工事費	変更（中止・廃止）前 円
	変更（中止・廃止）後 円
添付書類	(1) 変更後の内容が分かる書類 (2) その他（ ）

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



平成 30 年度庄内町住宅リフォーム祝金変更交付（中止・廃止・取下げ）決定通知書

年 月 日付けをもって交付の決定を通知した平成 30 年度庄内町住宅リフォーム祝金について、年 月 日付けの変更（中止・廃止・取下げ）承認申請に基づき、平成 30 年度庄内町住宅リフォーム祝金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により下記のとおり変更（中止・廃止・取下げ）を決定したので通知します。

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 変更（中止・廃止）後の交付決定額 | 円 |
| 3 交付の条件 | |

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった平成30年度庄内町住宅リフォーム祝金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所
氏名
電話

印

平成 30 年度庄内町住宅リフォーム祝金実績報告書

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知があった平成 30 年度庄内町住宅リフォーム祝金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 13 条の規定により、その実績について下記のとおり関係書類を添付して報告します。

記

1 工事場所

2 工事期間 工事開始 年 月 日
工事完了 年 月 日

3 交付決定額 円 (交付対象工事費 円)
(総工事費 円)

4 添付書類

- (1) 交付対象工事費に係る領収書又は振込の事実が判る書類の写し
- (2) リフォーム等工事施工写真 (工事中及び工事完了後)
- (3) 相手方登録申出書
- (4) 県産木材使用量計算書 (県産木材を使用する場合に限る。)
- (5) その他 ()

様式第 6 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

庄内町長



平成 30 年度庄内町住宅リフォーム祝金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった平成 30 年度庄内町住宅リフォーム祝金の額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第 14 条の規定により通知します。

記

交付確定額

円